

盛岡広域振興局長告示第31号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成29年5月19日

盛岡広域振興局長 宮野孝志

1 児童発達支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100368	ステップしもおおた	盛岡市下太田下川原16番4号	株式会社ステップ盛岡	平成29年5月1日

2 放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100368	ステップしもおおた	盛岡市下太田下川原16番4号	株式会社ステップ盛岡	平成29年5月1日
0350100376	児童デイサービス・アニマートあおやま	盛岡市青山四丁目17番10号 船山事務所	株式会社なんぶ	〃
0352200133	放課後等デイサービス TeRAKOYA	紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割48番地8	特定非営利活動法人ふる里福祉会	〃

3 保育所等訪問支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0350100368	ステップしもおおた	盛岡市下太田下川原16番4号	株式会社ステップ盛岡	平成29年5月1日
0352200075	児童発達支援事業所 とくたん	紫波郡矢巾町大字西徳田第6地割147番地6	特定非営利活動法人ムーブメント	〃